

馬関係者各位へ

放射性セシウムに汚染された飼料、堆肥等について（注意喚起）

肉用牛については、既に報道されておりますが、馬についても放射性セシウムに汚染された飼料等（稲わら、牧干草、くず麦、水、放牧）を摂取する可能性があり、また、放射性セシウムに汚染された堆肥等が流通する可能性があります。

このため、農林水産省から各都道府県に対して、次のような指導等がされておりますので、ご承知の上、万全を期して頂きますようご案内いたします。

1 飼料等について

- 1) 原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（平成23年3月19日付）

資料1

- 2) 原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について（依頼）（平成23年7月15日付）

資料2

- 3) 東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査について（依頼）（平成23年7月19日付）

資料3

- 4) 原子力発電所事故を踏まえた牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（依頼）（平成23年7月23日付）

資料4

- 5) 原子力発電所事故を踏まえた牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（追加）（平成23年7月25日付）

資料5

2 堆肥等について

- 1) 高濃度放射性セシウムが含まれた稲わらが給与された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて（平成23年7月20日付）

資料6

- 2) 高濃度放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について（平成23年7月25日付）

資料7

22消安第9976号
22生畜第2385号
平成23年3月19日

関東農政局生産経営流通部長
消費・安全部長
東北農政局生産経営流通部長
消費・安全部長 } 殿

消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんが降下する可能性があります。

これに関連して、3月19日、福島県の1農場から採取された原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

また、茨城県産のほうれんそうからも食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

現時点では、原乳の汚染原因は判明していませんが、福島原子力発電所の状況によっては、大気中の放射線量が通常よりも高いレベルになる可能性が否定できないことから、放射性物質の家畜への暴露の防止・低減を通じて畜産物の汚染を防止・低減するために、生産者に対し、下記の飼養管理事項について周知を図るよう、貴職から貴局管内都県に対して通知・指導していただくようお願いいたします。

記

大気中の放射線量が通常よりも高いレベル（注）で検出された地域においては、以下に留意すること。

- 1 乾牧草（サイレージを含む）を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り・保管されたもののみを使用すること。さらに、
 - (1) 事故の発生時以降も屋内で保管されたものを使用すること。
 - (2) 屋外で保管されたものはラップ等の包材により外気と遮断されたものを使用すること。これらを使用する際には、包材の外装を念のため布でふきとったり、水洗いする等してから包材を開けること。
- 2 家畜の飲用水については、貯水槽にふたをするなど降下する粉じん等の混入を防止するための措置を講ずること。
- 3 放牧を当面の間行わないこと。

注) 大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出されたことのある地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等（<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>）を参照)のデータをご覧ください。

畜産農家の皆様へ

原子力発電所における事故に伴い、通常よりも高いレベルで放射線量が検出されている地域があります。

このような地域では、粉じん等に付着して落下してくる放射能をもつ物質（放射性物質）が飼料や水にかからないよう、当面の間、飼養管理に当たっては以下の点に注意してください。

1 飼料

家畜に放射性物質がかかった牧草、乾草、サイレージなどの飼料を与えることがないように、

- (1) 事故の発生前に刈り取った飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料については、ラップ等で空気に触れない状態で保管されたものだけを使いましょう（念のため、使用前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。）。

2 家畜の飲用水

飲用水が落下してくる放射性物質に汚染されないように、

- (1) 水道水や井戸水を使用し、わき水や流水等の使用は避けましょう。
- (2) 貯水槽には蓋をしましょう。
- (3) 舎外の水槽等で水を与えることは避けましょう。

3 その他

舎外で飼養すると、水、草や土から放射性物質を摂取する可能性があります。当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育しましょう。

注) 大気中の放射線量については、以下等をご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>

23生畜第861号
平成23年7月15日

東北農政局生産経営流通部長 殿
関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産流通振興課長

原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について（依頼）

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故後（3月11日以降）に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、これまで平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（22消安第9976号・22生畜第2385号）等により、原子力発電所事故を踏まえた家畜の適正な飼養管理について周知してきたところですが、特に原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わら・牧草等（以下、「稲わら等」という。）については、貴局管内の岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県に対し、下記のとおりその飼料及び敷料としての利用に関する指導等を行うよう依頼願います。なお、1（1）及び2（1）の調査結果については、7月22日までに報告願います。

記

1 畜産農家等に関する指導等

（1）畜産農家等に関する聞き取り調査

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用していないか等について、関係団体等と連携し、別紙1により聞き取り調査を行い、その調査結果について別紙2により各農政局に報告すること。

（2）利用自粛に関する指導について

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用しないよう指導すること。（ただし、牧草を平成23年7月9日付け「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）」（23生畜第811号）の2に従って適正に給与する場合を除く。）

2 稲作農家等に関する指導等

(1) 稲作農家等に関する聞き取り調査

稲作農家から畜産農家等への稲わら及び麦わらの供給状況について、市町村、関係団体等と連携し、別紙3により聞き取り調査を行い、その調査結果について各農政局に報告すること。

(2) 販売・譲渡の自粛に関する指導について

稲作農家等の稲わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稲わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。なお、指導にあたっては別添を参考とすること。

<稲わら等チェックリスト>

畜産農家名 _____

	はい	いいえ
1. 屋内やラップ等により稲わら等を保管していましたか。	保管していた	保管していない
2. 稲わら等を飼料又は敷料利用していましたか	利用していた	利用していない
3. 稲わら等は、自家生産したもので か	自家生産	購入
3. で「はい（自家生産）」の場合 原発事故（平成23年3月11日） より前に収集したもので すか。 また、別添2に沿って、牧草を適 切に利用していますか。	3月11日より前 適正	3月11日以降 不適正
3. で「いいえ（購入）」の場合 ・購入したのはいつですか ・購入先はどこですか ・いつ収集したもので すか ・屋内で保管されたもので すか		

注：業者等から購入したため、生産された場所、収集日等について不明な場合は、購入伝票等から販売業者を特定し、後日検査者等が確認すること。

事故後収穫稲わら等利用農家戸数

県	酪農		肥育牛		繁殖雌牛等		備考
	農家戸数	利用戸数	農家戸数	利用戸数	農家戸数	利用戸数	
(例) A県	80戸	0戸	50戸	3戸	50,0戸	1戸	

稲作農家から畜産農家等への稲わら等の供給状況に関する調査

平成23年7月14日までに福島県内において高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

原子力発電所事故発生時にほ場があり、その後収集・保管された稲わら等については、放射性物質を多く含む可能性があります。

このため、貴市町村において、

① 稲作農家等が、稲わら・麦わらを原子力発電所事故（3月11日）以降にほ場等から収集し、畜産農家等に供給するという実態の有無

② その具体的内容

について、JA等の関係機関と連携して、農事組合や集落の代表者に聞き取りを行った上で、以下の様式に記入いただき御報告願います。

【〇〇県〇〇市】

実態の有無	具体の地域・内容
有	<p>〇〇地域において稲わらが畜産農家に供給されている。</p> <p>△△地域において稲わらがわら収集業者に供給されている。</p> <p>（※畜産農家が稲わらを自家生産している場合はこの調査に含みません）</p>

原発事故を踏まえた稲わら・麦わらの取扱いについて
～稲作農家の皆様へ～

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故(3月11日)以降にほ場から収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

安全な畜産物の生産・供給のために、原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わらの取扱いに関し、以下の内容についてご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

○稲作農家等の稲わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稲わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。

また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。

○上記のような稲わら・麦わらを、既に畜産農家やわら収集業者に販売・無償譲渡した場合は、県の畜産担当部局に連絡してください。

連絡先	担当者	電話
◎県◎◎センター		
〇〇県〇〇課		
◎◎農政局◎◎課		
農林水産省生産局 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399(夜間)
生産流通振興課	内田、宮本	03-3502-8111(内4846) 03-3502-5965(夜間)

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について^{別添2}

～安全な畜産物を生産するために～

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷した牛11頭から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稲わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

1. 利用可能な粗飼料について

(1) 事故発生前に刈り取って適切に保管された粗飼料、または(2) 暫定許容値以下である地域の牧草等を給与しましょう。

・安全な畜産物を生産するためには、暫定許容値(目安)を下回る粗飼料を利用することが必要不可欠です。

粗飼料中の放射性セシウムの目安

・家畜には、

- (1) 事故発生前に刈り取り・保管され、かつ事故発生以降も屋内で保管されたもの、または屋外で保管されたものは、ラップ等の包材により外気と遮断されたもの
- (2) 牧草の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることが確認された地域の牧草等

	放射性セシウム
乳用牛	300 Bq/kg
肉用牛	300 Bq/kg
その他の牛	5,000 Bq/kg

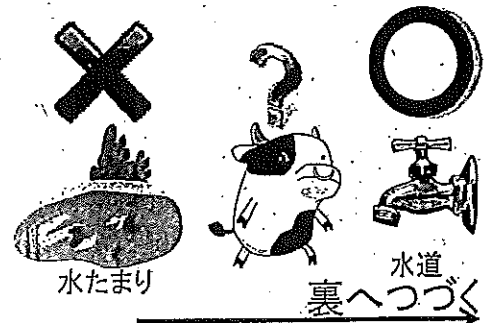
を与えて下さい。

※放射性物質により飼料として利用できない粗飼料(牧草、稲わら、野草等)や放射性物質に汚染されたおそれのあるバーク等の資材は、牛が摂取するおそれがあるので、敷料に使用しないで下さい。

2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

- ・家畜の飲用水は、以下に気をつけて下さい。
- (1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。
- (2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。
- (3) 放牧が可能な地域以外では、舎外の水槽等で牛に水を与えることは避けましょう。

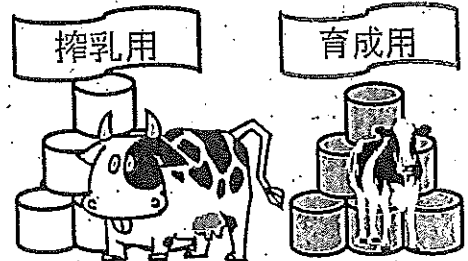


3. その他の飼養管理上の留意事項について

誤用防止のため、搾乳・肥育牛用と畜産・繁殖牛用の粗飼料は分別保管しましょう。パドックは、放牧が可能な地域のみ利用可能です。

・育成牛や肉用繁殖牛向けの粗飼料は、誤って暫定許容値が厳しい牛に与えることのないよう分別して保管しましょう。

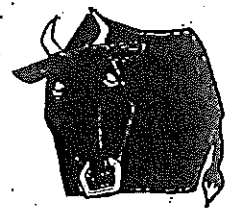
・屋外運動場(パドック)は、放牧ができるようになった地域に限り、除草などを行ってから利用しましょう。



4. 廃用を予定している牛への粗飼料の給与について

廃用を予定している牛には、放射性物質を含まない粗飼料を給与して下さい。

・廃用を予定している牛については、乳用牛は最終分娩後、肉用牛は最終種付後、原発事故後に刈り取った(放射性物質を含む)粗飼料は与えず、事故発生前に刈り取り・保管された粗飼料や輸入粗飼料等の放射性物質を含まない粗飼料を給与することにより、計画的な飼養管理による準備を行いましょ。



また、出荷の際は県の畜産関係窓口等にご相談ください。

【参考】

平成23年3月19日付消費・安全局畜産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知
「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)

平成23年4月22日付生産局畜産部畜産振興課長通知
「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)

平成23年6月8日付生産局畜産部畜産振興課長通知
「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取り扱いについて」
(23生畜第440号)

(農林漁業者の方々に～畜産関係～ <http://www.maff.go.jp/noutiku/ekyo/trafi23.html>)

連絡先	担当者	電話
〇県〇〇センター		
〇〇県		
〇〇農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399(夜間)

②

23生畜第877号
平成23年7月19日北海道農政部長
各地方農政局生産経営流通部長
内閣府沖繩総合事務局農林水産部長 } 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査について
(依頼)

今般、本年3月11日の東京電力の福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故という。」）の発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが県境を越えて流通し、複数県で牛に給与されていることが明らかとなったところです。

このため、東北・関東地域の下記1の各都県で原発事故以降に収集された稲わら、麦わら及び牧草等（以下、稲わら等）が全国の畜産農家において飼料又は敷料として使用されているかどうか及び現在も保有されているかどうかについて、貴局管内の各都道府県に対し、関係機関・団体等からの聞き取り等による調査を行い、別紙により7月21日までに報告いただくよう依頼願います。

なお、下記2の各都県に対しては、平成23年7月15日付け生産局畜産部畜産振興課長・生産流通振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について」（23生畜第861号）により、稲わら等の使用の有無についての同旨の調査を実施するようお願いしているところですが、調査の提出期限を7月22日から同月21日に変更したことについて併せてご連絡願います。

記

- 1 青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県
- 2 岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県

畜産農家への稲わら等の流通・使用等に関する調査

これまでに高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが県境を越えて流通し、肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、原子力発電所事故（3月11日）以降に、東北・関東地域で原子力発電所事故の影響を受けた地域から購入した稲わら等の使用及び保有の有無について、関係機関・団体から聞き取り等を行い、以下の様式に記入いただき御報告願います。

【〇〇県】

実態の有無	具体の地域・内容
<p>有</p> <p>（もしくは）</p> <p>無し</p>	<p>〇〇農協が〇〇県より事故後収穫の稲わらをA畜産農家に供給。当該農家は飼料として給与。</p> <p>△△業者が△△県より事故後収穫の稲わらを購入し、B畜産農家に供給。当該農家は敷料として利用。</p> <p>（ 県内の農家への当該地域からの稲わら等の供給はない。 ）</p>



23生畜第922号
平成23年7月23日

東北農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に
関する聞き取り調査について（依頼）

平成23年7月8日以降、東北及び関東農政局管内を中心とした複数の農家が食肉用に出荷した牛から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。当該牛については、原発事故後も水田に放置されていた稲わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられたことから、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理に係る指導の再周知について（再周知状況の報告依頼）」（7月14日付け生産局畜産部畜産振興課長通知）により、貴局管内都県の牛農家より家畜の飼養管理状況について聞き取り調査の実施をお願いしたところで

す。

このような中、牛以外の食用に供される家畜（家きんを含む。以下同じ）の飼養管理状況についても確認が必要と考えられることから、貴局管内の岩手県、宮城県、福島県に対し、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知）に基づく家畜の飼養管理状況について、各県において関係機関・団体の協力を得つつ、別紙1により聞き取り調査を行い、その調査結果について別紙2にとりまとめの上、8月12日（金）までに生産局畜産振興課まで別紙1及び別紙2を提出いただくようお願いします。

なお、聞き取り調査により、飼養管理が適正でないことが判明した場合、当面の間、飼養者に対し、当該家畜の移動及び畜産物の出荷の自粛を指導していただきますようお願いいたします。但し、当該家畜及び畜産物についてと畜場等において放射性セシウムに関する検査を行う場合は、この限りではありません。

(別紙1)

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理チェック表

家畜の種類： _____ 飼養頭羽数： _____ 用途： _____

	チェック項目	回答欄
飼料	(1) 原発事故 (H23. 3. 11) 前に刈り取り・収集した飼料や輸入飼料を使っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 飼料は、倉庫など屋内で保管していましたか。 (保管場所： _____)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 屋外に保管した飼料は、飼料タンクやラップ等で密閉保管されたものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
	(4) 副産物等(野菜くず・くず麦等)は利用していますか。 (給与しているもの： _____)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5) 副産物等は事故前に生産されたもので、屋内で保管されていたものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
敷料	(1) 敷料は何を使っていますか。(例：麦かん、おがこ等)	(_____)
	(2) 敷料は、事故前に刈り取り・収集し、屋内に保管していましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
飲用水	(1) 水道水や井戸水等、放射性物質の混入のおそれのない水を利用していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当無し
	(3) 舎外の水槽等で家畜に水を与えていましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
放牧	(1) 事故発生後、放牧又は屋外 (パドック・平飼い) で飼養していましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
稲わら	(1) 稲わらを利用してますか。(飼料・敷料) (自場生産：収集時期 _____) (購入：購入元 _____ 購入時期 _____)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
備考		

※1) 畜種ごとに記入願います。

※2) 用途は、肉用・乳用・採卵用・ふれあい用等ご記入願います。

農家名 _____ 市町村 _____ 電話番号 _____

記入日 _____ 記入者氏名 _____ 所属 _____

(移動・出荷自粛の指導 : あり ・ なし)

(その他指導内容： _____)

【家畜・家きん用(牛以外)】

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

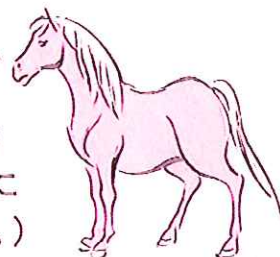
原発事故後収集した稲わらを給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられる食肉として出荷した牛から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されています。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

1. 飼料について

放射性物質がかかった飼料を与えることがないようにしましょう。

- (1) 事故の発生前に刈り取った飼料や輸入粗飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料については、飼料タンクやラップ等で密閉保管されたものだけを使いましょう。(念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。)



※放射性物質により汚染されたおそれのある敷料(麦かん、稲わら、牧草等)は使用しないで下さい。



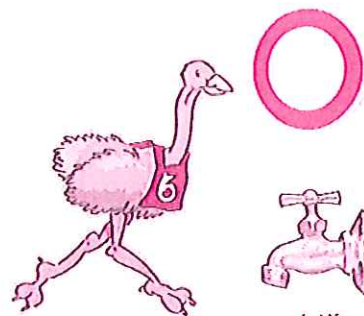
2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

- (1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。
- (2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。
- (3) 放射能の汚染のおそれのある地域では、舎外の水槽等で家畜に水を与えることは避けましょう。



水たまり



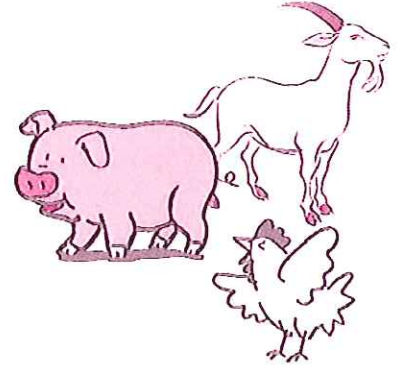
水道

裏へつづく

3. 放牧について

当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育しましょう。

- 放射能が検出される地域については、当面、放牧や野外飼養(パドック)等へ出すことはやめて、畜舎内で飼育しましょう。
(特に、めん羊や山羊については放射性物質の畜産物への移行性が高いことが知られています。)



4. その他

ご不明な点については、県または下記の連絡先にご相談ください。

- (1) 聞き取り調査により、飼養管理が適正でないことが判明した場合、当面の間、畜産物の生産(卵・乳)やと畜場等への出荷の自粛をお願いします。
- (2) また、他県へ移動させる場合は、当面の間、飼養管理が適正でなかった家畜である旨を移動先の飼養者へ伝達するとともに、県・もしくは下記連絡先にご連絡ください。



【参考】

・平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)
・平成23年6月7日付消費・安全局畜水産安全管理課長補佐事務連絡「めん羊及び山羊に給与される粗飼料や放牧について」
(農林漁業者の方々へ～畜産関係～ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html)

連絡先	担当者	電話
○県○○センター		
○○県		
○○農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課畜産技術室		03-3502-8111(内4910) 03-3591-3656(夜間)



23 生畜第928号
平成23年7月25日

東北農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に
関する聞き取り調査について（追加）

平成23年7月8日以降、東北及び関東農政局管内を中心とした複数の農家が食肉用に出荷した牛から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことに関し、牛以外の食用に供される家畜（家きんを含む。）の飼養管理状況についても確認が必要なことから、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について」（平成23年7月23日付け畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知）により、飼養管理状況の聞き取り調査の結果飼養管理が適正でないことが判明した場合、当面の間、飼養者に対し、当該家畜の移動及び畜産物の出荷の自粛を指導していただくようお願いしたところであります。

これに関し、馬やめん山羊については稲わら等の給与の可能性があると考えられることから、上記本年7月23日付け通知に基づく調査対象の都県に対し、当面の間、馬、めん山羊の移動及びその畜産物（山羊乳を含む。）の出荷の自粛を指導していただくようお願いいたします。

また、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知）において、放牧を当面の間行わないこと等を通知しているところですが、稀に豚や家きんの放牧なども行われていると考えられることから、屋外で家畜を飼養している等、放射性物質による内部被ばくの恐れがある飼養形態と考えられる家畜の飼養者についても、併せて、家畜の移動及びその畜産物の出荷の自粛を指導していただきますようお願いいたします。

なお、上記本年7月23日付け通知に基づく各都県による聞き取り調査が終了し、その結果、適正な飼養管理が確認された場合には、調査対象農家毎に、家畜の移動及びその畜産物（山羊乳を含む。）の出荷の自粛を解除するよう、併せて指導して頂きますようお願いいたします。

写

23生畜第897号
23消安第2293号
平成23年7月20日

北海道農政部長 殿
東北農政局
関東農政局
北陸農政局
東海農政局
近畿農政局
中国四国農政局
九州農政局
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

生産経営流通部長 殿
消費・安全部長 殿

生産局畜産部畜産企画課長
消費・安全局農産安全管理課長

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の
の当面の取扱いについて

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与又は敷料として利用した農家が判明した各県には、当該農家の家畜排せつ物及びそれを原料として製造した堆肥等（以下、「家畜排せつ物等」）について、利用や譲渡を行わないよう指導していただいているところですが、稲わらの使用実態等の調査の進展も踏まえ、不適正給与等が判明した場合には、下記のとおり指導が徹底されるよう、改めて、（貴職から貴職管内各都府県に対して周知いただきますよう） お願いします。
※下線部は、各地方農政局生産経営流通部長、消費・安全部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて

記

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した農家が判明した場合には、当該農家の家畜排せつ物等について、次のとおり、取り扱うよう指導を徹底すること。

- 1 利用や譲渡は行わず、農場内等において保管しておくこと。
- 2 堆肥化には一定の期間を要すると解されるが、高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した以降の家畜排せつ物等の譲渡の有無を確認するとともに、譲渡が判明した場合は、譲渡先に対して、利用や再譲渡をしないよう連絡すること。
- 3 本措置により、家畜排せつ物等が管理施設の容量を超えて滞留した場合においても、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第1項に規定する管理基準に基づき管理すること。

写

23消安第2331号
23生産第3227号
23生畜第929号
平成23年7月25日

北海道農政事務所長 殿
各地方農政局生産経営流通部長、消費・安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局生産流通振興課長
生産局農業環境対策課長
生産局畜産部畜産企画課長
生産局畜産部畜産振興課長

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自
粛について

- 1 原発事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で水田に放置された稲わらから、高濃度の放射性セシウムが検出されており、当該稲わらを給餌された牛のふん尿やふん尿から生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。また、原発周辺県の植物性堆肥原料（樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥についても、同様の可能性があります。
- 2 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壌に施用すると、土壌中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高く、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超過する確率が増大します。
- 3 また、個々の農家ごとに放射性セシウム濃度の大きく異なる堆肥を施用すれば、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なるほ場が存在することになり、野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩れることにもなりかねません。
- 4 このため、農地土壌に堆肥を施用する際には、慎重な対処が必要です。
現在、農林水産省では、農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農産物の生産を確保するため、堆肥中の放射性セシウムの基準の作成を急いでいます。（基準が設定されれば、基準に適合したもののみを生産・流通・利用できるととなります。）

5 この基準が設定されるまでの間、とりあえず、17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壌への施用を自粛していただくこと、また、こうした堆肥原料及び堆肥の生産・流通を自粛していただくことが必要であると考えております。

6 つきましては、貴職から貴職管内都道府県に対し、堆肥を利用する可能性のある耕種農家、牛のふん尿や植物性の堆肥原料を供給する者、堆肥を生産又は販売する者をはじめとする関係者に、下記事項を徹底していただくよう依頼願います。その際、各県の堆肥をめぐる実態を踏まえて対処することとし、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関も活用して周知徹底するようにしてください。また、都県内の市町村へ周知を図るため当該通知を発出するよう17都県に要請いただきますようお願いいたします。

7 なお、このことに関し、既に、

①「高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月20日付け生産局畜産部畜産企画課長・消費・安全局農産安全管理課長通知）により、高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した農家の家畜排せつ物等の利用・譲渡等の自粛

②「福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月22日付け生産局農業環境対策課長・生産局畜産部畜産企画課長・消費・安全局農産安全管理課長通知）により、福島県内で牛を飼養している全ての農家等の家畜排せつ物等の利用・譲渡等の自粛を指導していますので申し添えます。

※ 下線部は、東北農政局、関東農政局及び北陸農政局宛てのみ記載する。

記

(1) 原子力発電所事故後に17都県で生じた家畜（豚・家きんを除く。）の排せつ物（敷料を含む。以下、「家畜排せつ物」という。）については、有償・無償にかかわらず、譲渡しないこと。また、当該家畜排せつ物を原料とした堆肥を生産（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第2項に基づく管理を行う場合を除く。）しないこと。

- (2) 原子力発電所事故後に17都県で収集された植物性堆肥原料（事故前に収集されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の屋外に放置されていたものも含む。以下「植物性堆肥原料」という。）については、有償・無償にかかわらず、これを譲渡しないこと。
- (3) (1)の家畜排せつ物又は(2)の植物性堆肥原料を調達し、これを原料として堆肥を生産（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第3条第2項に基づく管理を行う場合を除く。）、譲渡しないこと。
- (4) (1)の家畜排せつ物若しくは(2)の植物性堆肥原料又はこれらを原料とする堆肥（事故前に生産されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の野外に放置されていた場合も含む。）を、農地土壤に施用（土壤改良資材等としての施用を含む。）しないこと。
- (5) 本措置により、家畜排せつ物、植物性堆肥原料、堆肥が滞留する場合には、適切に管理すること。